

## 国立病院機構におけるコンプライアンス推進のお知らせ(事業者の皆様へ)

国立病院機構では、機構の役職員が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、機構の業務活動が高い倫理性を持って行われるよう努めています。

独立行政法人国立病院機構では、平成20年3月31日付で『独立行政法人国立病院機構におけるコンプライアンス推進規程』を制定し、同年4月1日から施行してコンプライアンス遵守に取り組んでいるところです。

その取組みを確実に推進するためには、当院と取引関係にある事業者の皆様方の協力も必要不可欠となっておりますので、当機構が取り組んでいるコンプライアンスの推進に関しご理解とご協力を頂きたく、下記のとおりお知らせいたしますので、よろしくお願い致します。

また、事業者の皆様方と国立病院機構との業務上の適切な関係を保つためにも、仮に、今後、機構の役職員と結託して不正な行為が行われた場合は、事業者に対しても指名停止等のペナルティーを科すことといたしましたので、ご承知おき願います。

なお、当該不正な行為には、例えば、機構の役職員からの求めに応じるか否かにかかわらず、証憑書類等を別の内容に書き換えるなどした場合も含まれますのでお気をつけ願います。

また、役職員からこれらの依頼等があった場合には、速やかに、他の役職員や、所轄のグループへご連絡下さいますようお願い致します。

### 記

#### ○ 制定の趣旨

医療を提供する病院の法令違反は、患者の生命に影響を及ぼすおそれがあり、また、不祥事は、信用失墜による負の連鎖から、病院経営上重大な影響を及ぼすおそれがあることから、安心・安全な医療の提供及び健全な病院運営を着実に遂行していかねばなりません。

このためには、これまで以上に、職員一人ひとりが法令遵守を徹底し、高い倫理観を持った組織を形成していくことが不可欠であり、法令等を遵守することにより社会規範を尊重し、高い倫理性を持った業務活動（コンプライアンス）を行っていくことが必要です。

現在、社会全体でコンプライアンスに対する取組みが推進されていることを踏まえ、国立病院機構としても、その果たすべき使命を着実に遂行するに当たって、法令遵守を推進していくことを明確にし、さらに国立病院機構全体で法令遵守の取組みを実践していくことを通じて、社会的貢献を図っていくため、推進規程を制定したものであります。

○ 法令等の遵守に関すること（推進規程第5条関係）

推進規程第5条第1項では、「機構の業務活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない」と規定され、業務活動に関する全てのものがコンプライアンスの対象になります。

また、本条第2項では、「業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底」するものとして、法令等に規定するものに限らず、業務活動において作成・記録を行う全てのデータ（書面及び電磁的によるものなどその媒体を問わない。）も対象となります。

○ 利益相反に関すること（推進規程第7条関係）

推進規程第7条では、「機構の業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。」ことを明示し、当院の利益を損なうような活動を禁止し、また、所属する組織の長の承諾無しに当院の利益と反する可能性のある行為や地位に就くことを禁止するものであり、特定独立行政法人として公共性のある医療を提供する立場に十分配慮し、適切に対応することを規定しているものです。

『独立行政法人国立病院機構におけるコンプライアンス推進規程』はこちら。

[http://www.hosp.go.jp/about/cnt1-0\\_000015.html](http://www.hosp.go.jp/about/cnt1-0_000015.html)

## 法令違反行為に関する通報手続きについて(お知らせ)

国立病院機構においては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、内部の職員等、内部の職員等以外の者からの法令違反行為に関する通報を適切に対応するための手続きを定めています。

### ◎通報相談窓口等の設置

各事業場（本部、各病院、各グループ担当理事部門）に、職員等の皆様からの相談又は通報を受け付ける窓口（通報相談窓口）を設置し、相談又は通報を受け付ける職員（通報相談員）を配置しています。

当院の通報相談窓口は事務部管理課、通報相談員は管理課長です。

また、平成28年7月1日から、各事業場のほか、国立病院機構の外部にも職員等の皆様からの相談又は通報を受け付ける窓口（外部窓口）を設置し、相談又は通報を受け付ける国立病院機構の委嘱を受けた弁護士（指定弁護士）を配置しています。

指定弁護士は、法令違反行為である通報を受け付けた場合、本部の通報相談員に報告します。

#### 【外部窓口（指定弁護士）の連絡先】

高田法律事務所 弁護士 高田 洋平

住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-9-4

電 話 番 号：03-3240-6820

※電話受付時間 10:00～17:00（土日祝日、年末年始除く）

F A X 番 号：03-3240-6777

メールアドレス：nho\_tuhou\_takadalaw@yahoo.co.jp

なお、グループ担当理事部門や本部総務部総務課においても、通報相談窓口として、職員等の皆様からの相談又は通報を受け付けることは可能です。（グループ担当理事部門の通報相談員は参事（人事担当）、本部の通報相談員は総務部総務課長となっています。）

### ◎通報対象事実

通報の対象となるのは、国立病院機構又は国立病院機構に従事する場合における役員及び職員、代理人その他の者についての法令違反行為の事実となります。（「その他の者」とは、例えば派遣労働者及び継続的な役務提供・物

品購入の契約先の労働者等をいいます。)

また、通報の対象となる法令違反行為としては、公益通報者保護法に規定されている特定の法律への違反行為とされています。

### ◎通報の方法

通報は、電話の他、指定された書面（別紙）の提出により行うことができます。

なお、通報に当たっては、今後の調査を円滑に実施するため、通報内容を裏付ける資料を添付するよう努めてください。

### ◎秘密保持の徹底

通報処理に関与した役職員は、当該関与によって知ることのできた秘密を漏らしてはならないことになっており、調査を行う上でも通報者が特定されないよう十分に配慮するなどの対応が行われます。

### ◎通報者への通知

通報内容について必要な調査を行った場合の結果等については、通報相談窓口から通報者に対して通知することとしています。

ただし、外部窓口（指定弁護士）において法令違反行為である通報を受け付け、必要な調査を行った場合の結果等については、外部窓口（指定弁護士）から通報者に対して通知することとしています。

### ◎通報者の保護

国立病院機構は、相談又は通報をしたことを理由として、通報者に不利益な取り扱いをしてはならないことになっています。

### ◎その他

通報者が外部窓口（指定弁護士）において、本部の通報相談員に対する報告について、匿名の取扱いを希望した場合、外部窓口（指定弁護士）は通報者の氏名は報告しません。

(別添2)

法令違反行為に関する通報について

通報を行う者の 所属、氏名及び 連絡先	所 属：
	氏 名：
	連絡先：
	希望する連絡方法等：

通 報 内 容	
事案発生日	年 月 日 (事案を知った日： 年 月 日)
事案発生場所	
通報対象者の所属 及び氏名	所属： 氏名：
事案の概要	
事案を知った経緯	
内容を裏付ける 資料の有無	有 ・ 無 (有の場合) 資料の内容：